代理人による印鑑登録は次の方法で行います。

登録申請(代理人選任届を持参)

 $\downarrow$ 

登録者本人による申請であることの確認

次のいずれかの方法により確認します。

## 1、保証人による確認

申請書の保証人欄に、保証人が署名し、印鑑登録している印鑑が押してあること。 ※保証人は印鑑登録をしている人しかなれません。

保証人と代理人は兼ねることができません。

## 2、文書照会による確認

登録申請書に基づき市役所から照会書を本人宛に簡易書留で郵送します。

登録者本人が回答書に必要事項を記入し、 本人又は代理人が回答書を持って登録手続きにおいで下さい。

※文書照会の場合、即日印鑑登録はできません

※代理人が回答書を持参する場合は、代理人選任届を用意して下さい。

また、来庁者の本人確認をさせていただきますので、次のいずれかをお持ち下さい。 写真付きのものは1点、写真付きでないものは2点必要です。

- ・運転免許証 ・旅券 ・個人番号カード・住民基本台帳カード
- ・船員手帳 ・猟銃・空気銃所持許可証・電気工事士免状・無線従事者免許証
- ・学生証 ・生徒手帳 ・健康保険証 ・写真付きの会社の身分証明書・年金手帳
- ・公的機関発行の写真付き資格証明書 など

代理人による印鑑登録は次の方法で行います。

## 登録者本人が自筆ですべて書いて下さい。(代理人の住所、氏名、生年月日まで)

	代理人選任届
(アパート名等) 氏 名 <sub>-</sub>	年 月 日
私は、上記の者を代理人に選任し、次の権限を委任したのでお届けします。  □ 印鑑登録申請に関すること □ 印鑑登録廃止申請に関すること □ 回答書提出に関すること □ 印鑑登録証(伊勢原市民カード)の引替に関すること	
登録者の 住 所	月 日 伊勢原市
氏 名(ふりがな)	(2002 ) 7 (21)
生年月	(登録する印) 日年 月 日
伊勢原市:	長あて